

## 6.17 最高裁判決を乗り越える

弁護士 小野寺 信 一

津島訴訟は2つの目的を持っています。今、山田先生がお話しされた「汚したらきれいにして返せ!」、すなわち、完全な原状回復を求めることと、もう一つは、「6.17 最高裁判決を乗り越える」こと。私はこれから「6.17 最高裁判決を乗り越える」についてお話いたします。高裁と最高裁がそれを認めてくれば、6.17 最高裁判決を乗り越えることができる。

津島訴訟ではそのために

- ① 作為違法
- ② 「B. 5. b」

の2つを持ち出した。

### ① 作為違法とは何か

形式上は、当時の通産大臣が原発の設置を許可する形になっているが、実質は国が原発を導入し、国策として原発を推進し、個々の原発の建設も国家計画によって決定したことをもって、作為違法と位置付けた。

国が原発を「設置」した以上、それにともなう付随的義務として、長時間の全電源喪失に備えた対策をとるべき注意義務がある。

理由の第1は、もともと海面から35メートルであった高台をわざわざ掘削して海面から10メートルの敷地としたことである。敷地高を10メートルとした理由は、コスト面を重視したからであった。

第2に、非常用ディーゼル発電機および電源盤等の配電系が、陸側の原子炉建屋ではなく、海側のタービン建屋の、しかも地下に置かれていた。津波により敷地が浸水すれば、津波高等の津波の規模にかかわらず配電系がすべて浸水し、容易に全電源喪失に陥ることが自明であった。

第3に、せっかく2系統備えられている冷却水系のポンプがいずれも同一の取水口に設置され、2系統の配電盤がいずれも同室に設置されているなど、津波を含む様々な大規模災害、火災、内部溢水、地震に対して著しく脆弱な配置設計であった。

第4に、受電用の鉄塔が脆弱であったことである。それだけに長時間の全電源喪失に備えた対策をとるべきであった。

### ② 「B. 5. b」とは何か

お手元の『『ふるさとを返せ 津島訴訟』闘いを支援する東京集会の記録』の21頁に長谷川先生は

「原発の安全性にとって大事なものは「止める、冷やす、閉じ込める」の3つでしたね、福島原発で起こったことは、冷やせなくなった、そして、閉じ込められなくなった」

「アメリカ原子力規制委員会にはB. 5. b対策がありました。何が起きても冷やし続けるようにしなければいけない、そのための対策がB. 5. b対策です。つまり、アメリカ原子力規制委員会のB. 5. b対策をしていれば、冷やせたはずなんです。」

「例の2001年の9.11テロ事件を受けてすぐに、アメリカ原子力規制委員会はですね、テロリストが燃料を満タンにして、ジャンボジェット機が原子炉にぶつかってきたらどうするのかっていう

想定をもとに、テロ攻撃に対する追加措置の検討を始めました。アメリカには当時稼働中の原子炉は全部で104基あったんですけど、この104基全基で、2002年の2月に指令が出てから、わずか半年後に、全て対策の実施を完了しました」

と述べており、B. 5. b対策として備えられておくべき装備として、可燃式発電機、消防車、可搬式ポンプ、バッテリー、ケーブル、用具、燃料、防火設備をあげている。長谷川公一証人は、津波により、第一の砦が破られてしまったとしても、B. 5. bを施していれば第二の砦を失うことはなかったと述べている。

長谷川証人は「米国でレクチャーを受けた審議官たちは人ごとのように考えていたのではないか、一切口外しないという決定は審議官レベルではできない組織決定で、悪質。機微情報であることを隠れ蓑にして外部に出さないことにした作為的なもの。シビアアクシデント、30分を超える全電源喪失対策をしないで良いという、これまでの方針を覆すことになり、電力会社の抵抗が大きいとの判断がなされたのではないか。」と述べている。

可燃式発電機、消防車、可搬式ポンプ、バッテリー、ケーブル、用具、燃料、防火設備を備えていれば、東日本大震災に間に合ったのである。高裁がB. 5. bを認めてくれれば、そして最高裁もそれを認めてくれれば、2021（令和3）年6月17日最高裁判決を覆すことができる。

以上